

CPRC設立20周年記念シンポジウム

各国の個人データの利用に関する 消費者保護政策とそれらが 競争政策に与える影響

2023年6月21日(水)

カリスコス アントニオス

龍谷大学法学部教授

anton@law.ryukoku.ac.jp

講演の流れ

I 基本権としての個人データ保護



II 個人データの利用という側面



III 個人データの利用に関する

個人情報保護政策と消費者保護政策の交錯



IV 競争政策への影響

I 基本権としての個人データ保護

基本権としての個人データ保護

- 基本権としての保護 (GDPR)
 - ⇒ 個人データの保護は基本権である (前文(1))
 - ⇒ 個人データの処理は、人類に役立つように設計されなければならない (前文4))
- 対価的位置づけを有する場合も同じ
(デジタル・コンテンツ供給指令)
 - ⇒ 個人データの保護は基本権である (前文(24))
 - ⇒ 対価的位置づけを有する場合でも、「商品」となりえない (デジタル・コンテンツ供給指令、前文(24))

Ⅱ 個人データの利用という側面

個人データの利用という側面

- 個人データ保護 (GDPR)
 - ⇒ 個人データ利用の適法性 (同意など)
- 個人データ利用に関する情報提供義務 (消費者権利指令)
 - ⇒ パーソナライズド・プライシングなど
- 不公正取引方法規制 (不公正取引方法指令)
 - ⇒ 個人データを利用する誤認惹起的取引方法および攻撃的取引方法などの不公正取引方法の禁止

個人データの利用という側面

- オンライン・インターフェースの設計、構成、運用
(DSA)
 - ⇒ 適切な意思決定プロセスにおける補完的機能
- デジタル・コンテンツ、デジタル・サービスに対する対価としての個人データ
 - ⇒ 金銭を支払った場合と同じ救済手段を消費者に付与

取引方法における 要素としての側面

- 取引方法のパーソナライズ化
 - ⇒ 広告
 - ※ ターゲティング広告
(GDPR、不公正取引方法指令)
 - ◇ 遮断を含む
 - ⇒ 価格
 - ※ パーソナライズ化 (GDPR、消費者権利指令)
 - ⇒ 意思決定プロセスの歪み
 - ※ ダークパターンなど
(GDPR、不公正取引方法指令、DSA)

対価的位置づけを有する ものとしての側面

- 対価的位置づけを有するものとしての個人データ(デジタル・コンテンツ供給指令、消費者権利指令、GDPR)
 - ⇒ 消費者は、個人データを提供してデジタル・コンテンツやデジタル・サービスの供給を受ける場合、金銭を支払って供給を受ける場合と同じ救済手段を付与されなければならない

Ⅲ 個人データの利用に関する 個人情報保護政策と消費者保護政策 の交錯

個人データの利用に関する 個人情報保護政策と消費者保護政策 の交錯

① 取引のプロセスにおける交錯

⇒ 処理の適法性

※ 個人データ主体の同意(取引の前)

⇒ 情報提供

※ 消費者に対する開示(取引の前)

⇒ 不公正な取引方法に対する救済手段や違反行為に対する制裁

※ 消費者や事業者に対するもの(取引の後)

個人データの利用に関する 個人情報保護政策と消費者保護政策 の交錯

② 対価的位置づけにおける交錯

⇒ データ処理に対する同意と対価としての提供

※ 分離の可否

◇ 特に、未成年者の場合

⇒ データ処理に対する同意の撤回と契約の効力

※ 分離の可否

◇ 清算の諸側面を含む

個人データの利用に関する 個人情報保護政策と消費者保護政策 の交錯

② 対価的位置づけにおける交錯

- ⇒ 契約上のデータ提供請求権(⇔データ提供義務)と個人データの処理に対する同意の撤回
- ⇒ 事業者に対して正確な個人データを提供し、その正確性を維持する消費者の義務
- ⇒ 個人データと非個人データの交錯

IV 競争政策への影響

競争政策への影響

① 個人データ利用における消費者保護政策の機能

⇒ 消費者保護 + 健全な事業者の保護

※ 市場法としての機能

② 原点としての合理的な契約締結（私的自治の確保）の保障

⇒ 情報提供の徹底 + 意思形成プロセスの適正化

競争政策への影響

③ エンフォースメントの手段

⇒ ドイツの場合、競争事業者、事業者団体、商工会議所、消費者団体による集団的権利保護システム

⇒ EUの代表訴訟指令（消費者の集団的利益保護に関するもの）では、個人データ保護も対象

④ 対外的な競争力の強化

⇒ GDPRやDSAの域外適用による、EU企業（そのほとんどが中小企業）の競争力の強化

今後の課題

- 2023年6月5日、アメリカの連邦取引委員会（FTC）は、Microsoft Xboxによって子どものデータが違法に収集されているとして、2千万米ドルの民事制裁金の支払義務を含む和解を行った
 - ⇒ 親による同意前の子どものデータ収集
 - ⇒ アバターなども、保護対象となる
 - ⇒ 消費者の個人データ保護における「脆弱性」

ご清聴いただき
誠にありがとうございました

anton@law.ryukoku.ac.jp